

平成22年度一般会計補正予算について

(平成23年3月25日専決)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等による大規模災害の発生を受け、府として、被災地への職員派遣、救援物資の送付等の被災地に対する人的・物的支援とともに、府域での受入支援をあわせて実施し、最大限の支援に努めている。その一環として、被災した住民等が大阪府内へ避難されたときに、その世帯に対し見舞金を支給する。また、同地震の際に破損した咲洲庁舎の緊急補修工事を行う。

【1】 予算規模

(単位:百万円)

区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	3,910,055	38	3,910,093

【2】 補正予算の内訳

(1) 歳入

(単位:百万円)

	補正額
寄附金	10
基金繰入金	28
避難者支援基金	10
財政調整基金	18
合計	38

(2) 歳出

(単位:百万円)

	補正額
一般施策経費	38
うち基金積立金	10

【3】 補正項目

単位:千円

府内への避難者に対する見舞金の支給

31,151

【福祉部】

府内への避難者に対し、当座の生活費に充当していただくため、見舞金を支給。そのための府民の皆様からの支援金の受け皿として、新たに「東北地方太平洋沖地震等府内避難者支援基金」を設置。

*見舞金:2,000万円、基金積立金:1,000万円、その他事務費:115万円

〔支給対象者〕

以下のすべてに該当する世帯(原則として世帯主への給付)

- 次のいずれかの地域に平成23年3月11日現在住所を有し、大阪府内へ避難してきた世帯
 - 平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法(昭和23年10月18日法律第118号)の適用となった地域
 - 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域の地震により被災したため、災害救助法(昭和23年10月18日法律第118号)に基づく特例措置が必要な地域として、各県知事が設定した地域
 - 東京都(帰宅困難者対応)除く
 - 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示の対象となった地域
- 大阪府内の府営住宅等に当分の間(1か月以上)居住し、連絡が取れる世帯

〔給付金額〕

一世帯当たり10万円(1回限り) ただし、単身者については5万円

〔事業期間〕

23年3月下旬(日程調整中)～6月30日(予定)

支援金の受付け(別紙)

見舞金の申込みの詳細(期間、方法等現在調整中)は来週早々に報道発表予定

咲洲庁舎の緊急補修

6,715

【総務部】

東北地方太平洋沖地震の際に破損した咲洲庁舎の緊急補修工事(防火戸、天井、消火栓等)を実施
債務負担:H23 66,885千円

(参考) 上記予算とは別に、被災地に派遣する救助部隊の活動経費や被災地への支援物資の購入経費等、緊急に対応する必要がある以下の内容については、既に予備費を充当して執行済。

	単位:千円
・被災地に派遣する救助部隊に係る活動経費(職員手当、救助用資機材費等)	141,269
・被災地への支援物資購入・搬送等	93,797
・避難生活中の被災者を受け入れるために必要な生活用品の購入	26,501
・岩手県、宮城県、福島県への見舞金の支給	6,000
(合計)	(267,567)

震災に係る23年度補正予算については、内容等が決定次第、編成予定。